

二本松本宮都市計画地区計画の変更(本宮市決定)

都市計画「国道4号沿道北部地区計画」を次のように変更する。

名 称		国道4号沿道北部地区計画
位 置		本宮市のうち 字南ノ内、字中野、字名郷、字樋ノ口、字下台及び字中台の 各一部の区域。
面 積		約9.3ha
関区 す域 の方 整備 針・ 開発 及び 保全 に	地区計画の目標	本地区は、本宮市の北端に位置し、2級市道堀切・赤坂線を隔てて、大玉村に隣接している。地区内に国道四号が縦貫しており、これを利用する国道利用者及び付近就労者の利便性を高めるため沿道サービス業務の整備を促進し、適切な土地利用を図り、計画的な市街地開発を行うことを目標とする。
	土地利用の方針	国道4号沿線という立地条件を活かし、利便の向上を図るため、沿道サービス業務を誘導する。
	建築物の整備方針	駐車場を確保した、良好な沿道サービス業務環境を創出するため、建築物等の用途の制限を行う。
地 区 整 備 計 画	建築物の用途 の 制 限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル又は旅館 2. 料理店、キャバレーその他これらに類するもの 3. 劇場、映画館、演芸場、観覧場及びナイトクラブその他これらに類するもの 4. 学校 5. 病院 6. 神社、寺院又は教会 7. 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 8. 住宅（兼用住宅を含む。） 9. 共同住宅、寄宿舎又は、下宿（ただし、共同住宅又は寄宿舎のうち区域内就業者の用に供するものを除く。） 10. ボーリング場、スケート場又は水泳場 11. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、ゲームセンターその他これらに類するもの 12. 図書館、博物館その他これらに類するもの
	かき又はさくの 構造の制限	道路に面する側のかき又はさくは、次の各号の一つに掲げるものとする。 1. 生垣 2. 高さ 2.0m以下の金網その他これに類する透視可能なさくで、基礎を構築する場合には、基礎の高さが前面道路路面から0.6m 以下のもの